

生駒市条例第 25 号

生駒市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第 1 条 生駒市税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 61 条第 6 項中「同項第 2 号」を「同項第 1 号」に改める。

附則第 9 条の 3 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年」の次に「（次条において「居住年」という。）」を加え、同条第 3 項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

第 9 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 25 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 21 条及び第 24 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第25条の2及び第25条の3第1項の規定の適用については、第25条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第9条の3の2第1項」と、第25条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条の3の2第1項」とする。

附則第10条第2項中「附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加える。

附則第18条第3項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「第25条第1項前段」を「第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

附則第19条第3項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

附則第20条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

附則第21条第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改め、同条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第22条第5項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

附則第23条第2項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

附則第23条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第24条第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第25条第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、附則第9条の3第1項

」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

附則第25条の3第2項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改め、同条第5項第2号中「、附則第9条の3第1項」の次に「、附則第9条の3の2第1項」を加え、「及び附則第9条の3第1項」を「、附則第9条の3第1項及び附則第9条の3の2第1項」に改める。

(生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市税条例の一部を改正する条例（平成20年9月生駒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「次条第20項及び第21項」を「次条第18項及び第19項」に改め、同条第4号中「第14項」を「第12項」に改め、同条第5号中「次条第15項から第19項まで」を「次条第13項から第17項まで」に改める。

附則第2条第7項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第10項中「（次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同条中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を削り、第14項を第12項とし、第15項を第13項とし、同条第16項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に

定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第23条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第2条第16項」を「附則第2条第14項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とし、同条第21項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第19項とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中生駒市税条例附則第21条第1項及び第2項の改正規定並びに
第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中生駒市税条例附則第9条の3第3項、第20条第1項及び第21条第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日
- (3) 第1条中生駒市税条例附則第25条第1項の改正規定 平成23年1月1日
- (4) 第1条中生駒市税条例第61条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の生駒市税条例附則第9条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度

分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除
申告書の提出については、なお従前の例による。